

平成30年第3回八千代町議会定例会会議録（第4号）

平成30年9月13日（木曜日）午前9時02分開議

本日の出席議員

議長（6番）	上野 政男君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	2番	国府田利明君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
7番	中山 勝三君	8番	生井 和巳君
9番	大久保 武君	10番	水垣 正弘君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
13番	大久保敏夫君	14番	湯本 直君

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	谷中 聰君
教 育 長	赤松 治君	会 計 管 理 者	中久喜 勉君
秘 書 公 室 長 兼 秘 書 課 長	青木 喜栄君	総 務 部 長	野村 勇君
企画財政部長	中村 弘君	保健福祉部長	塚原 勝美君
産業建設部長	生井 俊一君	総 務 課 長	生井 好雄君
消防交通課長	宮本 克典君	税 務 課 長	鈴木 衛君
まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君	財 務 課 長	大里 斉君
産業振興課長	飯岡 勝利君	都市建設課長	木村 和則君
農業委員会 事 務 局 長	宮本 正美君	教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君
給食センター 所 長	青木 一樹君	総務課補佐	中川 貴志君
財務課主査	安江 薫君		

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 主査兼係長 鈴木 佳奈
主 幹 田神 宏道

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第4号）

平成30年9月13日（木）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしますので、ご了承を願います。

ここで、脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

昨日の会議に引き続き、順序に従いまして質問を許します。

初めに、2番、国府田利明議員の質問を許します。

2番、国府田利明議員。

(2番 国府田利明君登壇)

2番(国府田利明君) おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

質問に入る前に、西日本豪雨災害、また北海道地震で被災をされた方々へ心よりお見舞いを申し上げます。

今回より、一括方式だけではなく、一問一答形式が導入をされました。今回、私の一般質問は一問一答形式となります。議長、副議長を初めといたしまして、議員各位におかれましてはご協力ありがとうございます。深く感謝申し上げます。

それでは、大項目1から質問へと入らせていただきます。町長の告訴事件、個人情報漏えい及び給与、退職金についてをお伺いをしていきます。町長は、現在、秘密漏えい罪で告訴され、在宅起訴中の身であります。そして、裁判中の身であります。第三者証人尋問から始まり、原告証人尋問、そして町長の被告人尋問が行われたという新聞やニュース等で取り上げられております。

議会では、辞職勧告決議案も可決されているにもかかわらず、現在に至るまで町民また議会に何ら説明責任すらしない町長の態度は、非常に不誠実であります。また、町にかなり悪いイメージを与えております。早く辞職してほしいという町民も少なくはありません。

では、質問に入らせていただきます。(1)、町長の現在の立場の確認でございますが、町長はどのような立場でおられるのかという認識を町長及び副町長にお伺いをいたします。

続きまして、(2)といたしまして、説明責任と今後の対応についてお伺いをいたします。まず、個人情報漏えいは一切ないと一貫してご答弁を町長はされております。確認をいたしますが、過去から現在に至るまで、個人情報の漏えいは本当はないのでしょうか、町長にお伺いをいたします。

また、以前の強制わいせつ罪等の数回にわたる告訴事件も説明がありませんでした。町長は、ご自分でもおっしゃるとおり、町の最高責任者であり、説明責任をする立場であります。町長の説明を求めますので、よろしくお願いを申し上げます。

また副町長には、説明責任をしない町長に対し、それが妥当なことであるのか、それをどのように認識しているのかをご答弁ください。

続きまして、(3)、減給についてお伺いをいたします。以前から数件にわたる告訴事件を起こし、現在は在宅起訴中の被告人である町長が減給しないというのはおかしいという声が町民から多く聞かれますが、町長及び副町長にお伺いをいたします。減給をするお考えがあるのかお伺いをいたします。

続きまして、(4)、給与返上についてお伺いをいたします。前定例会において町長は、今は返上はしないということでしたが、裁判次第、給与をさかのぼって返上するというご答弁をされました。これは配付資料等にあることとなりますけれども、新聞記事にも掲載をされております。さかのぼるというのは、事件が起きた平成26年12月から返上ということによろしいのでしょうか、町長にお伺いをいたします。

続きまして、(5)、町長の退職金1,760万円の返上に対する考えについてお伺いをいたします。町長は、この数年間の間に告訴される事件を数件起こした中で、今在宅起訴中の身であり、裁判中であります。まだ退職までは、あと残り半年弱あるかと思えます。膨大な1,760万円の退職金をもらう資格はないという町民は少なくありません。確かに一般論からしても、私もそういうふうに思います。町長は個人情報漏えいの裁判で有罪判決が出た場合、町に迷惑をかけた責任をとり、退職金受け取りは辞退し、返上するのが誠実な対応かと思えます。町長にご見解をお伺いをいたします。

まず、第1項目めの質問をこれで終わります。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

町長の給料につきましては、八千代町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例に基づきまして支払われておるところでございます。また、退職金につきましては、市町村職員退職手当条例に基づき適正に処理されているところでございます。

ご質問の現在の立場の認識ということでございますが、裁判中ということではございますが、町長におかれましては町長としての職務を十分果たされているものと私は考えております。

続きまして、説明責任につきましては、裁判中でございますので、その経過を見守っ

てまいりたいと思っております。同じく減給につきましても同様でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

この件につきましては、現在裁判に関する内容が含まれているため、答弁は差し控えさせていただきます。なお、私の給与や退職金については、条例に基づいて適切に処理してありますので、副町長が答弁したとおり心配はご無用かと思えます。また、返上するつもりはありません。

議長（上野政男君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 再質問をさせていただきます。

まず、副町長におかれまして、給与の支払いに対して、十分に町長は果たされているというふうな認識でございましたけれども、実際に裁判があつて、それに対して町長は全う、職務が果たされているという認識をお持ちだということは、副町長の認識としてわかりました。

では、副町長にまずお聞きをしていきます。これそもそも裁判中の身ですからというふうな形で町長、副町長、答弁を何か濁らせていらっしゃるようですけれども、よく思い返していただきたいのですけれども、どうしてこれ裁判中なのかということなのです。裁判中の身ですから、事の発端は、時系列を言うならば、一番最初に個人情報が入り込んでいるのではないかと、そういった町民の声、さまざまな声から私は一般質問、これは3年以上やっているわけです。一貫してずっとないと言ってきた中で、町長が訴えるなら訴えろ、そう言って、その言葉でそうですかと。そしてその被害に遭われた方は、ではそれでは訴えましょうと、わかりました。そして、裁判になっているのです。町長がみずから招いたことなのです。

その前にも強制わいせつ罪のこと、県迷惑防止条例のこと、今回の、きょうの新聞ですか、どこの新聞だかちょっとわかりませんが、掲載されておりました。そのときに不起訴になったとき、某先輩は、町長、襟を正してきちんと行政運営をしてくださいと。はい、わかりましたと言った記憶があります。その後のことなのですよ、これは。確かに裁判中の身ではあります。ですが、これは根本的に議会から始まったことなわけ

であります。裁判中だから答えられないなんて、そんな冗談……きちんと、きのうもお話ししていましたけれども、何を大切にしているのか、町長は町民との対話のまちづくりをしていくのだと。町民へ説明もしない、なおかつ議会へも説明しない、それは不誠実であると、これは当然のことだと思います。

ですので、もう一度町長にお伺いをいたします。ちょっとわかりやすくお伺いをいたしますが、ではまず副町長から、今町長の裁判中でございます。その中で秘書公室長及び職員が裁判に同行されているというふうな情報が来ています。この件に関しましては、私が把握する中で約半数の議員さんが水戸の裁判所まで足を運んで、多くの町民も行かれています。そういった中で、副町長も秘書公室長をやられた経験があると思いますので、そういった中で、これは副町長に質問なのですからけれども、町長の指示なのか、副町長の指示なのか、どういったことなのかということをご答弁をお願いしたいというふうに思います。

また、町長に質問を再度いたしますが、3年以上、個人情報漏えいは一貫してないと前定例会でもおっしゃっていましたが、ご確認ですけれども、過去から現在に至るまで一切ないのか、まずそこをご答弁ください。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） 国府田議員の再質問にお答え申し上げます。

裁判のほうに職員が同行し、傍聴していた、そういうことではございますが、当日は休暇をとっておりましたので、個人の考え方で行ったものと思っております。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 私は先ほど、前々から無実になるまで裁判で闘うということを申しましたが、そのとおりであります。また、今現在、裁判中でありまして、裁判を通じて私の主張を明らかにしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（上野政男君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） ご答弁ありがとうございます。副町長におかれましては、休暇をとっての職員が自由に行かれていますというふうな形で認識がとれました。町長におかれましては、先ほど最高裁まで闘う意思には変わりはないと。そういった中で、自分の

主張はしていくというふうな形でご答弁をいただいたわけですが、最高裁まで闘うのだと、そこも聞いていこうと思っていたところだったので、最高裁まで闘う意思が今、きょう現段階でも変わりはないということがわかりました。

町長、そうやって裁判中の身だからというふうにおっしゃいますけれども、切実に町長を応援して下さった方々、議員さんでも多いと思います。町民、有権者、そういった方々にこれだけの、前回不起訴になった経緯のこともありますけれども、記者会見を開いて、議会へは説明はしない、町民説明はしない、それが公人としてあるべき姿なのでしょう。一人の大人として、それが政治家として正しいのかというのは、私は非常にいかななものかと思えます。

では、質問の趣旨をちょっと変えてまいります。

(何事か発言する者あり)

2番(国府田利明君) 議長、ちょっと今考えているので。町長うるさいので、議長、ちょっと静かにしてください。

町長にお伺いをしたいのですけれども、退職金は自分の受け取りの権利だというふうにおっしゃっておりますけれども、それがこれだけの事件を起こしても受け取るのだというふうな形の認識でよろしいのでしょうか。それが1点。

そして、もう一点お伺いします。減給はしないのでしょうか。2点目。

3点目として、給与をさかのぼって返上するというふうにおっしゃいましたよね。今、資料をちゃんと拝見していただければわかると思うのですけれども、それはいつからなのかということ町長は把握されているのか。また、先ほど言いましたけれども、応援して下さった議員含めた町民の皆様方へ何かお気持ちがありましたら答弁ください。

議長(上野政男君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 給与の返上とか、あるいは退職金、また報酬等は、ただいま答弁したとおりであります。町民への説明責任、私の支持者は選挙でご存じのとおりで、65%おります。反対の人も35%いますが、今街宣でやっておりますが、町長さん、頑張っって負けないでやってくださいというのが私の支持者のあれでございます。

この間、新聞等にありましたが、厚生労働事務次官になられました女の人でございますが、課長当時、いろいろの事件に関与したということで、20日の拘留期間を経て裁判において……

（「議長、質問に対しての答弁をお願いします」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 関連性がありますので。

（「簡潔をお願いします」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 関連性がありますので。130日刑務所で拘留したようでございますが、最後には無罪になりまして、労働厚生省の局長あるいは事務次官になった人もおりますので、裁判の結果、裁判になったからと私は犯罪者でありませんが、街宣で犯罪者、犯罪者と言っているが、弁護士の訴えで地位保全をちゃんとやって、犯罪者ではないということで告知はされましたが、そういうことでございますので、以上答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 私はこの一問一答式になって、もっと明確に答弁が返ってくるのかなと思ってすごく期待をしていたのですけれども、町長、答弁になっていないのです。減給する、しないのか、返上するのか、しないのかというふうな部分で、条例に基づいて支払われている……

（「返上しないとやった……」と呼ぶ者あり）

2番（国府田利明君） では、お伺いしますけれども、前回の資料を見ていただいて、さかのぼって返上するというふうに答弁したその理由は何なのでしょう。ご自分でおっしゃっているわけですから。まだ質問ありますので。

副町長にちょっともう一点お伺いしたいのですけれども、ここ1年間、副町長として補佐役として町長の動向を見守って支えてこられたと思うのですけれども、ほかの市町村なんかでもたしか職員のわいせつかなんかで町長に対してやめるように促した例なんかもしかしたらご存じかと思うのですけれども、町長が告訴されている身でありますけれども、副町長として町長に何か助言というか、アドバイスというか、そういったことを何かされたのかなというふうな、どういった協議というか、何にもそれに対しては話し合いをしていないのかということも含めて副町長に1点、そこはお伺いしたいというふうに思います。

町長には、先ほどの減給をするのかしないのかというふうなことも含めて言ったのですけれども、私も傍聴に行っているのですけれども、3回中2回お伺いをいたしました。町長の口からは出ないのであれですけれども、傍聴に行った中で町長の今まで質問してきた趣旨の個人情報漏えいの事実とは異なってきているように非常に感じるのです。そ

こに対して町長はちょっと一転したのかなと思うのですけれども、やはり根本的なところに戻って、先ほどの減給する、しない、その中で給与をさかのぼって返上するというふうには前定例会でおっしゃったわけですから、そこに対して自分できちんとさかのぼって返上すると議事録にも残っているのですから、それに対してご答弁をいただきたいというのと、最高裁までやる気持ちには変わりはないというふうな形でございましたけれども、もう一度だけ聞きます。

町長、個人情報漏えいは、過去から今までないのでしょうか。これを最後にします。これに対して、きちんと答えてください。これ町の重要なことなので、個人の情報が漏えいされているのかどうか。それは今回の裁判以外、裁判にかけているもの以外に対してもないのかどうかというふうなことはきちんと、それがなければ町民は安心すると思います、ないという答弁であれば。きちんと明確にご答弁ください。

議長（上野政男君） 国府田議員に申し上げます。質問者と答弁者には見当の違いというものがああります。納得のいく答弁を強制するものではありません。特に裁判中の事案である場合は、どこまで答弁するかは町の考えであります。以上です。

求めますか、答弁。

2番（国府田利明君） 求めます。

議長（上野政男君） 町長から。

2番（国府田利明君） 両方に。

議長（上野政男君） では、副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） 議席番号2番、国府田議員のご質問にお答え申し上げます。

本人からは、そういうことはないとは聞いておりますので、そのとおり信じておりますし、現在裁判中ということでございますので、併せて経過を見守りたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議会の答弁は3回までと決まっておりますので、国府田議員においても質問するときは、議長に注意喚起されましたが、整理して質問してください。

私は減給の考えはない、給与も返上しない、退職金も返上する考えはないという、先ほども第1回目の質問で答弁しておりますので、今後も同じでございます。前回ござい

ましたが、返上するというのは、刑が確定した場合には、私もさかのぼって返上するというのを言ったわけでございますので、刑も確定していないうちは返上する考えは毛頭ありませんので、ご理解いただきたいと思います。

（「ちょっと待って、議長。今、町長が3回までと言ったけれども、それは間違いないのか」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） いや、町長の間違いであります。

（「では、そういうふうには言わなくちゃだめだよ」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 今、協議はしたのですが。

（「それはちゃんとやらなきゃだめだよ。傍聴者もいるのだから」と呼ぶ者あり）

2番（国府田利明君） では、議長のほうから言ってください、お願いします。時間とめていただいております。説明してください。

議長（上野政男君） 町長、一言申し上げます。一問一答なので、3回までという制限はありませんので、よろしく。

（「時間内であれば」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 時間内いっぱいです。結構です。

2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 町長、今回一問一答式ということで、一問一答形式はご理解されていないのでしょうか。

そして、傍聴者含めて議員でもおっしゃるのですけれども、笑って答弁するのはまずやめていただきたい。これは何回もほかの議員さんでもおっしゃられていることでございます。副町長の答弁いただきました。町長の事件に関しては、町長が申したとおりで、それをそのとおりだというふうな形で、よくわからないというふうな答弁だったかなというふうに思います。

では、ちょっと質問の角度を変えて、町長は個人情報漏えいに対しては今まで一貫してないというふうにおっしゃってきたのですけれども、それに対しては答弁は拒否を、答弁はされないというふうな形なのだというふうに私は認識をいたしましたので、そちらはもう質問しません。そして、減給もしない。返上に関しては、判決が出たなら、そのときに確定した場合に、さかのぼって返上するというふうなご答弁でした。

町長にお伺いをしたいのですけれども、この一連の事件含めてですが、町長は町全体

だとか、町長の65%だか35%だかよくわからない。それは町長を応援している人もたくさんいるでしょう、有権者も、それはいると思います。だけれども、実質私のところには聞こえてくる声と、また違う部分というのは、異なる部分があるわけですけれども、町長は簡単に説明してほしいのですけれども、町に対して、議会に対して迷惑をかけているという認識はあるのでしょうか、答弁願います。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 私もガードが甘いので、いろんな事件に関与しておりますが、確かに町には迷惑はかけてございますが、私の政治信念からすれば、それほど迷惑をかける。私も総合計画に沿っていろいろやっておりますが、ただいろいろな事件を起こしたことについては迷惑はかけていると思います。

議長（上野政男君） 国府田議員に申し上げます。ただいまの質問は、通告してある要旨から逸脱しておりますので、質問の要旨に沿って質問してください。

2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） そうですか、わかりました。ちょっと関連性があったものから、質問をさせていただきました。

町長として今回あれなのは、裁判中の身であり、最高裁まで闘うというふうな形で行ってまいりました。町には迷惑はかけているというふうな形ではありましたが、私は仕事をしているのだという主張であったかなというふうに思いますが、町長は今裁判、たしか来月にまた裁判があるというふうな、どこの新聞社だか忘れてしまったのですけれども、ネットニュースだったかわからないのですけれども、ちょっと載っていたかなと思うのですけれども、町長の判決が出た場合、最高裁まで闘うというふうな形で町長はおっしゃっていますが、有罪になった場合、有罪になって、もし町長が失職した場合の想定をされているのでしょうか。そして、副町長は今定例会中でやめるというふうな形になっておりますけれども、そういった場合、町長は最高裁まで闘うというふうな意識はわかるのですけれども、失職、そういった最悪の想定というのはきちんとされているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（上野政男君） 国府田議員、質問要旨を逸脱しておりますので、注意してください。

次にやりますか。

2番（国府田利明君） では、わかりました。

では、町長に質問の通告の様式をまた今度きちんと……では1点だけ最後にここを聞かせていただきます。町長が町民に説明責任をしない、その理由を。自分から招いたことで町に迷惑をかけているという認識はあるわけですから、説明責任をしない、過去から今までしなかった理由、なおかつ、なぜ以前のときは本当に記者会見を行ったのか、それみんな疑問に思っているところもあると思うのです。なので、町長は説明責任をしないというふうな理由をお聞かせください。

議長（上野政男君） 国府田議員に申し上げます。質問の要旨に逸脱いたしておりますので、答弁は求めることはできません。

2番（国府田利明君） 説明責任と書いてあります。

（何事か発言する者あり）

2番（国府田利明君） 説明責任は、それ入っていないのですか。

議長（上野政男君） 質問に対して1回答えていますよね、説明責任を。そういう趣旨で私は申し上げました。

2番（国府田利明君） だから説明責任をしない理由というところです。

議長（上野政男君） 町長としては、したつもりであろうと思いますが、再度求めます。
町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 私は説明責任については、理由を裁判中の身でありますので説明はしませんということで、いろいろ公判等もありますので、それを言ったわけでございます。

議長（上野政男君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） では、わかりました。町長の告訴事件、また個人情報及び給与、退職金につきましては、町長、副町長からのご答弁をいただいた部分と、ちょっといただけなかった部分とありますけれども、これで次に進めさせていただきたいというふうに思います。

この一問一答形式というのは、別に時間を使うのは、議長、私の自由でございますよね。今回2項目ありますけれども、これを1時間という時間を40分こっちに使って、20分使おうが、50分使って、2項目めを10分使おうが、私の自由ですよね。

議長（上野政男君） 時間内なら結構です。

2番（国府田利明君） ですよ。ですので、いろいろやじが飛んでいるようですけれども、そういった場合は、やじを飛ばしている議員さん等におかれましては、そのときは注意をしてください。お願いします。

続きまして、大項目2、約11億円の費用を要する給食センターの建設についてに入らせていただきます。給食センター、総事業費10億9,200万円、起債6億800万円、一般財源基金含む町の持ち出し金3億8,200万円、国の負担金は事業全体の1割以下であります。今、定例会の初日で、給食センターの件につきましては、私は反対はいたしましたが、賛成多数で可決をされました。

根本的な考えは、私は給食センターを建設するということに対して、必要性に対しては賛成の立場であります。当町の適正規模に合っていないこと、将来を見据えた上で計画性のない現段階での建設には反対であります。

それでは、順序に従いまして（1）、建設に当たり現在までの経過を簡潔に担当部長よりご説明を願います。

続きまして、（2）、当町の適正規模への縮小、コンパクト化でございますが、前定例会で町長は現状の規模のまま建設するという答弁でございましたが、少子化が進む中で児童が5年間で約300名減少するという推移が出ております。それでもこれだけの町の持ち出し金と借金をしてつくることが正しく、縮小化するお考えはないのか、町長にお伺いいたします。

続きまして、（3）として各業者と対応についてに入らせていただきます。この給食センター建設に至るまで、土地購入で立ちどまり、設計業者にミスがあり、初回の入札で一度中止となり、延期となった経過があります。今回、落札をされました業者は、八千代一中で平成26年3月24日に転落死亡事故を起こした経過があるにもかかわらず、再度落札されたわけでございますが、各業者へ町としての対応はどのように行い、適正であるのか、また落札業者に対しても適切だと思っているのか、また町長及び担当課長にお伺いをいたします。

続きまして、（4）、自校式や民間式への委託検討でございますが、センター建設は可決をされましたので、将来的に民間企業委託についてのみ町長にお考えをお聞かせください。

最後に、最終的な給食センター建設の考えでございますが、少子化対策、人口増が見込めない中で、児童は減り、この膨大な費用を要するセンター建設に当たり、私は町長

の最終的な考えを聞きたいというふうに思っております。

また、前定例会におきまして、最悪な事態を想定した中で、児童が減少して必要となくなった過程の中で、町長は、そういった場合は貸せばいいと答弁がありましたが、借り手などそういった当てなどがあっての答弁だったのかどうかということもご答弁ください。

以上、答弁漏れのないようお願いいたします。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私への質問は、各業者の対応と町の対応についてでございます。まず、設計者の対応でございますが、当事案につきましては、平成30年3月29日に会計管理者立ち会いのもと、検査員・監督員及び職員による納品検査が終了し、設計書が納品されました。しかしながら、その内容に誤りが見つかったため、設計者は平成29年9月1日に締結いたしました業務委託契約約款第13条第1項の瑕疵担保規定により、町が求めた設計書の補正を行ったものでございます。

設計者は、町が求めた補正並びに納品につきまして、極めて短期間で対応しております。なお、6月14日に茨城事務所統括所長が、今般のことは当方の確認ミスにより発生したものであります。このことにより工事入札行為に多大な影響を与え、関係各位の皆様方にご迷惑とご心配をおかけしたことを深くおわび申し上げますと書面を提出の上、おわびに来庁されました。

次に、町の対応でございますが、町が指名停止等の処分をする場合には、八千代町建設工事請負業者指名停止等措置要綱の規定に該当しなければ処分を行うことはできません。先ほどご説明しましたように、設計者は今回の事案では町の指示に従い、契約書の規定により、早急に対応し、設計書の補正並びに納品を行っております。このようなことから、指名委員会において審議した結果、要綱の基準に該当しないため処分なしと判断しております。ただし、設計者につきましては、監理業務も担当いたしますので、完成までに事故等が発生したときには、今回の件を加算して処分を決定する旨を説明するなど、町としても設計者に対して強く指導し、再発防止を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、施工者につきましては、議員ご指摘のとおり八千代一中校舎建設工事の請負業者でもございます。施工期間中に作業員の死亡事故があったことも事実でございます。事故等の詳細につきましては、当時間も議員各位へご説明させていただいておりますので省略させていただきますが、施工業者側におきましては、事故後、早急に緊急安全大会兼事故再発防止協議会、作業手順周知会を開催するとともに、本工事における墜落災害の再発防止に関する計画書を筑西労働基準監督署に提出するなど、事故発生の原因究明及び再発防止対策の確立に努めました。

下妻警察署による現場検証の結果も事件性がないことが確認され、また筑西労働基準監督署においても是正がなされたため、行政処分等はございませんでした。その後、筑西労働基準監督署の工事再開の承認を受け、町も工事再開を許可し、細心の注意を払い、工期内に無事工事を完成させております。

給食センター建設工事につきましては、当然八千代一中の件がなくても、監理者、監督者、検査員が一丸となって無事に竣工できるよう施工者に対し指導してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、ご質問にございました業者選定に当たりましては、入札は適正に執行されておりますので、問題はないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えいたします。

まず1番、建設に当たり現在までの経緯についてでございますが、給食センター施設更新事業につきましては、昭和46年に建設されました現施設の老朽化により建てかえが急務であることから、平成28年度に建てかえについて検討を始めました。平成28年8月に町長から、学校給食センター建設検討委員会への諮問がなされ、平成29年3月2日に答申をいただきました。この答申を受けまして、基本構想、基本計画、さらには基本実施設計を策定いたしました。

次に、2の当町の適正規模への縮小化についてでございますが、施設の規模につきましては学校給食法第8条の規定により、学校給食実施基準で規定されておりますので、適正規模での施設計画がなされております。検討委員会からの答申を尊重し、コンパクト

トな建物に心がけました。また、実施設計を策定する際にも、学校給食衛生管理基準に配慮しながら、無駄を省いた施設となるよう心がけておりました。結果としまして、建物及び設備等につきましては、当初の計画を上回らない規模となっております。

4番、自校式、民間業者委託への再検討でございますが、学校給食の運営方式につきましては、共同調理場いわゆるセンター方式及び単独調理場いわゆる自校方式でございます。ご存じのように本町では、昭和46年の給食開始以来、共同調理場いわゆるセンター方式で給食を提供しております。自校式給食につきましては、配送の手間が省けるため出来立ての給食が提供できます。しかし、初期費用が膨大であるということとともに、各校に栄養士や調理員を配置しなければならず、人員の確保も問題となっております。このことから施設整備費用及び維持管理費用、いずれをとってもセンター方式から自校式への変更は困難であると考えております。

また、学校給食は、学校給食衛生管理基準により調理後2時間以内の喫食ができるように配送しなければなりません。この基準を満たし、しかも毎日安定的に給食を提供できる事業者は、調査した限り存在していませんので、新たな給食センターを建設せずに民間業者へ委託するというのは現実的ではないと考えております。

最後になりますが、最終的な給食センター建設の考えでございますが、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に直接に役立つのみならず、家庭や地域社会における日常の食生活についての正しい知識と望ましい食習慣を養う等を目的としまして、しかも学校における食育の推進にも大きく寄与しております。安全安心でおいしい給食を安定的に提供するためにも給食センターはなくてはならない施設でございます。町の将来を担う子どもたちに、地元産の野菜をたくさん使った給食を提供する給食センターを一日も早く完成させなければならないと考えております。

また、将来にわたり児童生徒数が減少した場合のセンターのあり方については、給食の提供がなくなることは想定してございません。給食センターは、国の補助金、起債等を財源の一部としております。補助金交付要綱の設置目的等の規定により、複合的な利用につきましては補助金交付対象外になるのではないかと考えてございます。議員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(上野政男君) 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 私、先ほど担当部長にというふうな形で出していて、別に時系列についてお伺いいたしますというふうにだけお伝えしたのですが、随分長い答弁だったものですから、私の質問を聞いていただいて、町長にも簡潔に答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号2番、国府田利明議員の通告による一般質問にお答えします。

この給食センター建設でございますが、先ほど企画財政部長及び教育次長が答弁したとおりでございます。現在の給食センターは昭和46年に建設され、老朽化が激しいため建てかえを決定いたしました。平成28年8月に学校給食センター建設検討委員会へ諮問し、平成29年3月に答申をいただきました。この答申を受けまして、基本構想、基本計画、さらに基本・実施設計を策定し、このたび建設工事を発注したところでございます。施設の規模や調理法方式等はさまざまな角度から検討し、現在に至っております。給食センター建設工事につきましては、監理者及び職員への指導を徹底し、無事故、無災害で竣工できますよう監理してまいります。

なお、最終的な給食センター建設への考えはということでございましたが、給食センターは町の将来を担う子どもたちにとってなくてはならない施設であり、今後も地元の野菜をたくさん使った安全で安心な給食を子どもたちに提供してまいります。将来的な給食施設の利用等でございますが、給食センターは子どもたちに安全安心な給食を提供するための施設ですので、それ以外の利用については考えておりません。

以上、答弁といたします。

議長（上野政男君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） 再質問させていただきます。

この一問一答式が初めてだからなのかわからないのですが、私が聞いていることに対しての答弁というのが、答弁書を用意してきた答弁書を読んでいるから、多分質問と趣旨がずれるのかなというふうに私は思うのです。私の質問していることに対して、誰に聞いていますというふうに私聞いているので、町長に、この間の定例会で貸せばいいという案があるのですかと言って、それ今答弁していないですよね。そういった当てがあるのですかと先ほどお伺いしたのです。

そういった中で、先ほど企画財政部長から、適正に今後は進めていくというふうな形がありました。そして、また教育次長からもご答弁をいただきました。では、町長に再度質問をいたします。私も給食センターの必要性に関しましては、非常に必要だというふうに思っております。ですが、人口増が見込めない中で、10年後、20年後、将来を見据えた計画であるというふうには思えない。そういった中で、この間、町長は、もしそういったことがなければ、では貸せばいいというふうな答弁があったわけです。それに対してのご答弁をいただきたいのが1点。

そして、今回、以前、八千代一中での転落死亡事故を起こされた業者が、また工事を引き受けるわけですけれども、町長として適正な業者さんであるというふうに思っているのか。

そして最後に、もう一度、再度になってしまいますけれども、町長は、私はこれだけ膨大な持ち出し金を使って、そして6億円以上の借金をして、1割以下の国の補助金でつくるのは適正ではないと思いますが、町長は縮小化に対してこれが適正であるというのであれば、そのお考えをお聞かせください。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 時間内で答弁するかと思っていたのですが、質問が長いので、時間が経過しておりますが、先般、初日に八千代町の給食センターは議決をいただいておりますので、設計等におかれましては、私は適正規模で議会の承認いただいたと理解するところでございます。その他業者の選定等におかれましては、筑西一の建設業者でございまして、下館労働監督署の監督もいただいて業者は指名停止しなくてよいという判断のもとにしているわけでございます。指名停止やれば当然2カ月ぐらいは指名停止になるかと思うのですが、一中の場合は、下請等においては北海道から来た会社は何か指名嚴重注意ということでありましたが、業者については指名停止にならなかった経過がございます。

以上でございます。

（「町長、縮小はしないということでもいいんですか」と呼ぶ者あり）

議長（上野政男君） 2番、国府田利明議員。

2番（国府田利明君） ご答弁いただきまして、最後、町長の縮小はしない、コンパクト化はしないということによろしいのですよね。

議長（上野政男君） 適正だと答えてあります。

2番（国府田利明君） はい、わかりました。

以上、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（上野政男君） 以上で2番、国府田利明議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の退場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時05分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時17分）

議長（上野政男君） 次に、13番、大久保敏夫議員の質問を許します。

13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告による一般質問、またこの質問仕様につきましては、八千代町議会始まって以来の一問一答式が今回採用されて、私と国府田君がこの様式を選んで質問するわけでございますけれども、先ほど国府田議員の質問の移りを見ていましたので大分勉強になりまして、私も助かるなという思いを持っております。

今回の部分については、私の質問については大きな中身が2つあるのですが、副町長のほうの部分について第1段のものとして質問すると。副町長に対する質問が、私自身がこれでいいだろうということに至って、また新たに町長に質問すると、そういうふうな形になっているようでございますので、その点も私なりに気をつけて質問してまいりたいと、こう思っております。

議会におきましては、1日前からいろんな質問の流れの中で副町長職を明日、14日をもって辞任したいというふうな答弁が副町長からなされました。加えて大久保司町長においては、自分も勇退する。それに当たっては、後継者として谷中聡副町長を充てるつもりだと、こういうお話が述べられました。その流れを受けまして、私なりに副町長に対してと町長に対して分けて質問させていただきたいというふうに考えております。

まず、副町長にお尋ねしたいことは、副町長が今年の3月と記憶しているのですが、

3月に秘書公室長から副町長になるべく議会のほうに、この案件が全協等の流れの中では出てまいりました。しかし、いろんな経緯がありまして、副町長の人事案件は町長から取り下げると、こういうふうな流れがあったわけです。間違いないと思うのですけれども、その流れの中では、多分に議会の同意が得られそうもないと、こういう思いが強く空気が流れたので、いろいろ裏ではちょうちょうはっしがあったようでございますけれども、現実問題としては、この際議会のメンツを立てて取り下げると、こういうふうになったわけです。その空気の中には、谷中秘書公室長においては、その能力をかけてしても十二分にその時期は来るのだから、1年ぐらい待って人事案件として上げてもらって副町長になるのがいいのだろうと、こういう空気が議会の中にありました。

しかし、3カ月後の定例議会の6月に、また谷中聰君を副町長としてやりたいと。谷中君が提案するわけでもありませんから、当然町の名のもとに、副町長を谷中聰君でやりたいのだというふうに上げてまいりました。そのときに、議会の中ではいろんな幾つかの空気が流れました。私は、その議題が議案として流れたときに、この本会議場に人事案件として流れたときに、私は反対討論を申し上げました。当然谷中現副町長は除斥の対象でありますから、この場にはいなかったのですけれども、多分テレビか何かで聞けたと思うのですけれども、私は少なくとも今の八千代町の役場の体制の中で、200人を超える一つの行政を執行する職員の人たちが、副町長よりも十数年上の人がいるような、いわば運営のトップである部課長の中にそういう存在がいたときに、果たして正常な気持ちで、正常な職員の生き方の中で、副町長、この判をよろしくということが言えるのだろうかということ案じて、私はそのとき、その十何人を抜いて副町長に抜てきする、いわばそのもとになる考え方は何なのかということ私はその当時述べたような気がします。

副町長、あるいはまたいろいろの人事案件は、大体があと半年で終わりとか、この3月で終わるとか、そういう課長、当時部長はありませんから、課長を推薦してやってきた。私の町長時代もそういうこともありました。県から呼んだときもありますから、それは全て比較になりませんが、しかし現実にもそういうことが果たして八千代町の今の行政体制の現場としてうまく動くのだろうかという懸念のもとに私は反対討論をして、国府田利明議員と大里岳史議員が私に同調していただいて反対をして、結果としては人事案件が認められて、採決されて、谷中聰副町長が誕生したわけでございますけれども、ここで谷中聰副町長にお聞きしたいのは、いわば3月、6月の中で現実に今町長

でおられる。

そういう中で、副町長として議会に上げてきたときに、これは町長の勧めでなったのか、あるいはまた本人の意思によって町長にお願いした形なのか。いや、そうではなくて、人事のあれをかわれて、請われる形で、請われるということは望まれて副町長としてお受けして議会の議決をいただいた、こういうふうな形でありますけれども、そのことを私が先ほど反対意見で申し上げた十数人の職員を抜き去って、副町長につくことを含めた中の、そのときのお気持ちを聞かせていただければありがたいと、これが私の今第1点で聞きたいことであります。

加えて、そのときに議会においては、当然議決をしたわけでありますから、そこで推薦人がおります。多分間違いなくそうだと思うのですが、水垣正弘議員が谷中聡副町長を誕生させるべく推薦の弁を述べられました。この件について、これは谷中現副町長が、あるいはまた町長が推薦の弁を水垣議員にお願いしたのか、水垣議員がそれとも俺がやってやるというふうな話でなったのか、その点もお聞かせをいただきたい。この後については、向こうの一問一答席に戻って、聞きたいことが残ったときは述べたいと、このように思います。

以上です。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聡君登壇）

副町長（谷中 聡君） それでは、議席番号13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答え申し上げます。

まずは、通告にありました就任のいきさつについて先に申し上げます。副町長就任のいきさつについてでございますが、町長から副町長指名の打診がございまして、地方自治法第162条の規定によりまして、平成29年第2回定例会で選任の同意をいただき、正式に就任させていただきました。

次に、職務上の役割と責任についてということでございますが、地方自治法第167条第1項の規定のとおり、副町長は普通公共団体の長を補佐し、町長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、町長の職務を代理するというのが職務でございます。

それでは、先ほど別件でご質問のあった副町長になるときは、本人の意思かどうかということでございますが、私の場合は、町長に望まれてという言い方が適切だと思うの

ですが、そういうことでならさせていただきました。

次に、気持ちはどうだったかと。確かに今現在も年上の職員の皆様は大勢いらっやいます。ただ、皆さんとは仲間意識で一体となって仕事は進めさせていただいているつもりでございますので、不安はありませんでした。

最後に、水垣議員の推薦演説をお願いした件でございますが、これにつきましては私のほうからお願いした次第でございます。

以上でございます。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 大体の大まかな話は今見えたわけでありましてけれども、私は今回の副町長誕生の中で、副町長は町長のほうから請われてと、やってくれと、こういう話の中でなったのだと、こういうふうに分を聞きまして、自分なりに感じましたことは、3月にあのような出来事が裏側でも議会の中での議員さんのやりとり、いろいろと含めた中で多分町長のほうにもその意見はもたらされて出す結論でなければできませんので、そういう中で今回の部分は6月にまた出してきたと、こういうことなのです。

私はこの中で、今言われたように、いろいろ副町長が言われる職員間の問題は、長年の友達だから、あるいはまた和気あいあいと、和気あいあいは友達であって、同じ能力であれば、それほどまた心の中に十数人も抜かれる職員の評価を受ける、俺よりも谷中のほうが上なのか、谷中がそれだけたけた人材なのかという一つの通信簿をつけられた思いが、私は今居並ぶ職員の方は、心の中でそんなばかなと、そういう気持ちが強いのだろうと私は思っています。

現実問題として、行政職におけるいわば副町長とか、あるいは教育長とか、今は代理業務で収入役なんていうふうになっていますけれども、そういう中における特別職、いわば副町長も教育長も政治家なのです。日勤簿なんか要らない。副町長に日勤簿というか、きょうは出ましたよという判こは多分ないのだろうと思っています、自由ですから。政治家なのです。全て24時間町長と同じように責任を持たなければならない立場にいる中にあるのだと、それほど重いものをしょっているのだというふうに思っています。

そうすると、そこで話が進んでいきますと、今回推薦を受けた中で、昨年の6月に重責を背負った4年間のいわば八千代副町長としての職をなげうつ時期がここに来たわけです。きのうおとといですか、言葉で述べていますから、多分その言葉に二言がなければ、明日、八千代町長、大久保司に対して辞職願が出されるのだろうと思っています。

そうしたときに、私は少し若干の疑念を持つのですが、3月にいわば引っ込めた。6月に再度町長は上げてきた。そのときに副町長、あなたは今年の6月の時点で、今、きのうおととい辞任をして、今度町長選に出馬をしたいのだと、そういう意向を持ったわけですが、今年の6月には途中で副町長の座を捨てても町長選に出たいというお気持ちはあったのですか、お聞きしたいと思います。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） お答えいたします。

その当時は、そういう気持ちはございませんでした。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） では、なぜ急変したのですか。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） お答え申し上げます。

いろいろと町長からも打診がありまして、昨年とはいろいろな状況が変わっておりますので、町長も今期で引退すると、そういう話にもなりまして、その上で熟慮した結果でございます。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 今、副町長のお話を聞きますと、町長のいわば今、町長職にある一つの流れを考えると、もうそろそろ今期限りで引退したいので、どうした谷中、やってみないかと。やるのだったら、この9月あたりがいいぞと、そういうふうな勧めがあったのでという解釈でよろしいですか。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） おおむねそのとおりだと思います。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） ということになりますと、私は今回の一連の中で、町長のお考えを受けた中で、谷中君が、副町長が、この14日をもってして退職をすると、一般人に戻りたいと、こういうふうになるわけです。そうすると、相当八千代町議会というものに対する考え方を両方の立場で私は考えなくてはならないと思うのです。議員さんの中

で、こういう雑談をしている人もいるのです。6月の時点で、もう町長に出ることを頭にあってなったのだと。来年1月の選挙に、大久保司町長から引き受けて、そして副町長、多分わかってから前副町長というそのレッテルが欲しくてなったのではないかと、町長選に出るための道具として。八千代町議会は3人の議員が反対をし、残りの議員が、あなたの4年間、八千代町副町長としての職を続けてくれるものと信じて賛成した議員は、多分に賛成したと思います。私ら3人は正しかったと思っています。

水垣議員が推薦の弁を述べた。推薦の弁を述べたその推薦の弁は、水垣議員がお書きになったのですか、あなたが用意したのですか、それをお答えください。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） 原稿については、私のほうで用意させていただきました。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） そうすると、今のような話になってくるのです。そうすると、水垣議員もいわばだまされたのではないですか。水垣議員に推薦の弁を述べてもらい、あなたはあした、副町長の座を去るわけですけれども、この前、きのうおとといの中でその流れの中で副町長を14日に辞職をしたいと、こう述べたときに、水垣議員には、いつそのことを前もって知らせましたか、お聞かせください。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） 9月11日でございます。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） そんな大事な議事を二分するような議決をして、あなたの身分が誕生したのに、そして水垣議員が多分谷中副町長を信じたのだと思うのです。推薦を述べるのだから、4年間副町長の座を全うしてくれるのだらうと。この副町長のいきさつと、その誕生を見ていくと、先日、水垣議員が町長に出馬をしたいという記者会見をしました。その晩に、JA常総ひかり八千代のところで、JA常総ひかりは理事全員であなたのこれから来るであろう来年1月の町長選挙に対して、谷中聰現副町長を推薦するという推薦状が出されたのか、あるいはわからないけれども、しかし決議をされました。

その次の日に水垣議員が、もともと用意してあったのか、あるいは慌ててやったのか

わかりませんが、下館で、多分記者クラブで出馬表明をした。それを谷中君から聞いたときに、水垣議員が私と大里君と国府田君には知らせる必要はありませんけれども、賛成をした議員ぐらいにはこういうふうなことが谷中君から、俺は推薦したのだけれども、4年間やってもらえると思ったのだけれども、こういうわけでやめるらしいという報告を水垣議員もすべきなのです。

私からすれば、_____をつかまされるのと同じなもの。人間というのはやっぱり一つの流れのできるものであれば、その一つの流れをはっきり言うべきです。私は今回の一連の中で、このことが一番不可思議な八千代町の流れだと。一連の中で、全てのことの中において、副町長は知り得る立場にある行政の中で、先ほどもあったように補佐役としてやってきたわけですから、ですから相当な決断というか、勇断というか、勇気が要ります。議員があれば1回取り下げる。取り下げた部分は変わらないのですよ、そのことは。今でも変わらないのです。あなたの年上の部課長らがここに居並んでいる現実是不変で、なおかつ押し切って6月の定例議会において谷中聰副町長を誕生させたわけですから、私は今回の一連の流れを静かに見ている、余りにも八千代町議会もお粗末なものだと。谷中君がやるのだったら、みんなして応援してやるから、そういう気持ちになれば。

水垣議員にしても、これだけのことを薦めるのであるのだから、4年間全うするとうちんと裏をとって、私は谷中聰副町長誕生のためのある程度のお考えを持って推薦すべきだ。場合によっては、谷中聰を信用しなくても、水垣正弘を信用して投票した人もいるかもしれない。そういう中で、今こういうふうないろんな空気が流れていると、不思議な町だなと私は思っています。これからの形の中で、私としてはとやかく言う必要はありませんけれども、谷中聰副町長が誕生されて、そして今回、その副町長の座を捨てて町長選に出たいと。そうすると、当然大久保司町長が言われたように、谷中聰は私の跡を継ぐに足りる人間だと、こういうお答えをしている。谷中聰、まだ副町長ですけども、私も大久保司町長の今までにおける行政をさらに大きくして、さらに大きな花を咲かせたいというお考えを述べておられます。

そういう中で、今回、谷中副町長に聞きたいことも1つあります。小島議員が少し言葉強めもありましたけれども、あった中で、松本行政区にこだわりました。谷中聰、今における副町長の地元というのは、どちらと理解すればよろしいですか、お聞きしたいと思います。

議長（上野政男君） 副町長。

（副町長 谷中 聰君登壇）

副町長（谷中 聰君） 地元は松本行政区と考えております。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 谷中副町長に対する質問は、あと20秒で閉じたいと思いますけれども、私は今回の中で、1年3カ月ぐらいで八千代の副町長の座を去る谷中副町長、しかしそれを推薦した水垣議員を初め各議員さん方に猛省を促して、私は谷中副町長に対する質問は終わります。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

（13番 大久保敏夫君登壇）

13番（大久保敏夫君） では、質問内容が移りまして、町長のほうに通告してある質問をさせていただきたいと思います。

町長の守秘義務違反についてでありますけれども、基本的には先に個人情報保護法についてお聞きをして、その後2番目にこちらを聞くという形にしたいと思うのですけれども、町長においては、個人情報保護法ということは、いわば一つの八千代町役場内、町長を初め副町長、あるいはまた一般職も含めた中で八千代町の役場内にある職員も、あるいはまたきょう傍聴で来ている方々のいわば個人情報を漏らしてはならないという条例がつくられているわけでありまして、これについて町長のほうについて、私は幾たびか個人の情報が漏れているのではないかと、こういうふうな質問をやや2年を超える中でやってきているわけでありまして、終始一貫して漏らしてはいないと、こういうふうな一つの答えが返ってきているわけでありまして、この件について、今もそれはおかわないのか、それをまず1点お聞きしたい。

それからもう一つは、この1つの案件というものです。私は守秘義務違反等の中で町長自身がいまだに、先ほど国府田議員が質問した中で、最高裁まで闘う、あるいはまた無実を勝ち取るまでということであるのですが、町長、議員さん方はどう思っているかわからないのですが、ここで1つ、ちょっと勘違いしているのではないかと、私は思うのです。覚醒剤とか殺人事件とか、あるいはまた窃盗とかそういうものも含めてやっていく。そういう中で、今回町長は守秘義務違反等の中で、いわば個人情報を漏らしたと、こういう中で水戸地検に刑事告訴されました。それで受理されました。受理された時点で、被疑者なのです。一段下がった中で、下妻警察署の中でその議案が審理

されているわけなのです。だけれども、今回は水戸地検のほうに告訴書類が行ったために、水戸地検で受けた。受理したということは、刑事事件として取り上げる。事件として取り上げるということは、大久保司町長はもう被疑者になっていたのです。

時間を経て12月に、この案件について起訴されました。在宅起訴という一つの見出しの新聞がありましたけれども、起訴ということは大久保司町長は被告人になったということなのです。あなたは被告人なのです。ですから、我々議会も被告人を相手にして行政も、議会も開いて、それで議論をしているのです。勘違いしないでください。普通ならば、収監されるわけなのです。だけれども、あなたには逃亡のおそれもない。証拠もちゃんとあるから、そのまま置いておきますよと。それを八千代町議会もそのまま1年何カ月放置してきた。放置してきたということは、何だということになると、議会にも辞職勧告案と町長不信任案があるわけです。だけれども、議会は町長辞職勧告案を被告であって起訴されたのだから可決するというので、辞職勧告がなされました。

普通は、これで政治家の99%はそのまま、あるいは何らかの形で身を引きます。加えて、あとは議員が、議会が勇気があるのだったら、度胸があるのだったら、俺に不信任案かけてみろと。それなら俺が解散ぶってやるから、それはできないという感覚の中で、この八千代町議会は来てしまったのです。よその行政で、そのことを知らないでしゃべっている市町村も、自治体もないです。被告人、大久保司町長を相手にしているのだという認識はあります。

今の八千代町が、議員さん方にも篤と申し上げたいけれども、傍聴者にも申し上げたいけれども、殺人事件をやろうが、かっぱらいをやろうが、最高裁まで闘って結論出るまでは何していてもいいのだと。民間会社では首です。ましてや神聖な、昭和30年に合併をした八千代村から八千代町に来た中で、私も26歳から政治に入って44年がたちますけれども、こんなことは一切ない。このことの中で私はもう一度お聞きしますけれども、個人情報については漏らしていないということでもよろしいのですか。それともまた、今守秘義務違反等の中で、この後お聞きしますからあれですが、とりあえず1点だけ、個人情報保護法についての町の条例あるのですけれども、それについて漏らしていないというお考えにお変わりはないか、それだけお聞きしたいと思います。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号13番、大久保敏夫議員の通告による一般質問にお答え

します。

この件については、現在裁判中でありますので、答弁は差し控えさせていただきます。なお、一般的なことですが、議員ご承知のとおり、起訴を理由とした被告人への不利益な対応は、いかなる理由があっても基本的人権の侵害であると考えております。特に政治家である議員におかれましては、日本国憲法にあります基本的人権を尊重すべき発言は十分留意をお願いいたします。ご理解いただきたいと思っております。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） では、町長につきましてもこちらで失礼して質問します。基本的人権等々の話言いました。そうすると、それに答えることができないということになるわけですね。そうしますと、裁判所というのがあるわけですね、当然事件化されていますから。裁判所に、あなたが被告人として呼ばれて、当然質問の内容を秘密裏に個室で、よそには一切漏れないように物事を進めている部分が世の中にはあるそうですが、今回の部分については4回に及ぶいわば水戸地方裁判所において、この案件は審理されて、大久保司町長も証人尋問を受けました。当然傍聴者もいたわけでありまして、私もいた1人でありまして。新聞報道も全部あります。あるいはまた、町長のシンパというか、後援者というか、そういうことはしないだろうということであなただけを信じている人もいたようでございます。

ですから、そのときに町長が述べられた言というか言葉は、役場の中にあつた秘密裏の書類の数字とか、あるいはまたどなたが身体障害者だとか、どなたが生活保護を受けているとか、そういう部分とは全然次元が違って、裁判においては傍聴者も含めて聞く権利、またそれをよそへ新聞社等も含めて拡散することも権利を有しているわけでありましてけれども、その中で町長はたび重なる私に対する問いに、あくまで裁判中でありましてからとか、起訴されている身でありますからとかだけで答えられなかった。

しかし、現実には今回新聞等でもありましたけれども、私は漏らしましたというふうにお認めになった。それをお認めになった後の流れの中で、いろんなやりとりがあつたようでございますけれども、そういうふうには私はこの案件について漏らしたということを書かれたというふうには聞き取っているわけですし、新聞でもそのように報道されたから、そのことで間違いはないのか、それだけ、1点だけ。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） この質問につきましては、現在裁判中であります。引き続き裁判を通じて当方の主張を明らかにしていきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 13番、大久保敏夫議員。

13番（大久保敏夫君） 時間もあと11分しかありませんので、一、二点しか聞けない部分があるのですが、2つだけ先に聞いておいて、その答えの中でまたお聞きしたいと思うのですが、町長、最後に町長が裁判官にこう聞かれているのです。あなたは漏らしている言葉が使われていましたけれども、それは間違いありませんか。間違いありません、こういうふうにご答えているのです。

続いて、裁判長がこう聞きました。先ほど町長さんは、町の税に関する最も最高責任者であるということに間違いと言っていますけれども、それに間違いありませんか。あなたは間違いありませんと、守秘義務のことについてこう述べておられるわけでありまして。けれども、私がお聞きすることは、若干事務局を含めた中で、執行部が用意した答えとはずれてきますから、そのまま読んでみると先ほどのような話になりますけれども、しかし現実にはそうではない。裁判中であるからと。裁判中であっても、八千代町の人だけしか来ていなくてもいいのではないかと思う人が、赤の他人が来て、報道陣も来てオープンにされているものを、裁判中ですから当事者が、この神聖な八千代町議会で答えないというのはおかしい。それを1点だけでもう一度確認しておきたいのと、もう一つは今までの流れをやってまいりますと、先ほど刑事事件ということで国府田議員が2つの事件の話も言いました。そして、今回の部分の中でも言いました。

守秘義務違反の個人情報保護法の中で、いわば個人情報保護法は裁判の中で関係しているわけですから、議長が関係ない話かなという話を幾らか言いたいような顔つきもしていますけれども、そんなものではない。深い根深いものなので、今回の問題もいわば強制わいせつと県迷惑防止条例の中で不起訴になっている。それであるとき町長が裁判官にこうおっしゃられたのではないですか。この事件の検察調書のサインをなぜあなたはしたのですかと聞かれたときに、前2つの事件で検察調書にサインをしたら不起訴になったので、これも不起訴にしてくれるのだと思って書いたのだと、こうおっしゃられたのです。

私は今回の部分、どのくらい裁判にかかるかわかりませんが、来年の2月8日の任期満了まであなたがもって、あるいはまたそうではなくても、また控訴して高等裁判

所、それから最高裁判所に持ち込んで、そこで結論が出ることを望みます。そういうふうにもしなり得たときは、そこまで頑張る。私は法治国家である中で、一つの告訴をした身からすれば、少なくとも今回の事件は明らかに私はそういうものの考え方からすれば、それを今の身を持ったまま、あなたの行政や、あなたの今抱えている問題を含めて私のものをそっくり谷中副町長に譲って、これからの八千代町政を担ってもらいたいということは、谷中副町長に対してかわいそうではないですかと、こう述べて終わりにします。

議長（上野政男君） 答弁は。

13番（大久保敏夫君） 要りません。

議長（上野政男君） 以上で13番、大久保敏夫議員の質問を終わります。

次に、9番、大久保武議員の質問を許します。

9番、大久保武議員。

（9番 大久保 武君登壇）

9番（大久保 武君） ただいま議長の許可がありましたので、通告いたしました一級町道15号線の道路の改良工事の整備計画に伴う進捗状況についての一般質問をさせていただきます。

一級町道15号線は、芦ヶ谷新田地内のたびや商店前から南総土地改良区内を坂東市方面へ約600メートル、飯沼川までの道路であります。この道路は、坂東市を通り圏央道へと通ずる幹線道路でありまして、通勤なども含め交通量の多い道路で、町の産業発展に大変重要な道路であると思っております。

また、この道路に通じる東仁連川にかかる橋は、上流側に船戸橋、下流に松下橋とともに狭く、車のすれ違いに難儀している状況であります。この道路の改良計画は、平成16年1月30日付で八千代町議会議長宛てに、地元正副区長並びに議員から請願があり、採択された道路改良計画であり、事業着手は平成18年に測量が実施されました。平成26年までに財政上の理由により休止となっておりますが、地域の熱い声にに応じていただき、平成27年度より事業が再開となりました。東仁連川の橋梁新設を含めた一級町道15号線の道路改良工事が整備されますと、安静畑総幹線道路から1つの道路で坂東市に連結され、埼玉県、東京方面並びに圏央道への広域的な連絡道が整備されます。地域では、一日も早い工事の着工に期待が高まっております。そこで一級町道15号線道路改良工事計画橋梁新設に伴う整備計画の進捗状況について答弁をお願いいたします。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） 議席番号9番、大久保武議員の通告による一般質問にお答えをいたします。

一級町道15号線道路改良工事整備計画に伴う進捗状況でございますが、一級町道15号線につきましては芦ヶ谷地区と坂東市を連結する道路でありまして、地域間の交流には必要不可欠であるとともに、埼玉県、東京都方面及び圏央道への広域的な連絡道の確立として大変重要な道路整備であると認識をしております。この道路整備事業につきましては、平成16年1月30日付にて、八千代町議会議長宛てに橋梁の新設及び安静畑総への接続道路建設についての請願書が関係行政正副区長の方々、また議員の方々より提出されまして、採択されたことにより道路整備事業に着手する運びとなったものでございます。

これまでの事業経過を申し上げますと、平成18年、19年度の2カ年におきまして、現況道路及び隣接の土地の地形を確認するため、東仁連川から飯沼川までの約680メートルにおきまして平面測量を実施いたしました。その後、平成26年度まで財政上の都合により休止をしておりましたが、平成27年度に事業を再開しまして、橋梁の概略設計を実施し、道路改良計画平面図を作成いたしました。平成28年度には、中心線測量、縦断測量、横断測量等の路線測量を実施し、平成29年度には橋梁架橋の予定地に分布する地盤の地層構成や土質状況を把握するため、土質試験調査を実施いたしました。

今年度におきましては、前年度までの業務成果資料をもとに橋梁の架橋予定地の地形、地質、河川等の状況について現地調査を行い、構造的、施工性、経済性、維持管理等の総合的な観点から橋梁形式の選定を行いまして、最適な橋梁を決定するため、橋梁予備設計を実施し、河川の管理者であります茨城県境工事事務所との橋梁の架橋における協議をいたします。

平成30年度以降の3カ年の事業計画でございますが、平成31年度には橋梁の予備設計で決定されました橋梁形式の基本計画及び予備設計で検討されました設計条件に基づき橋梁工事を経済的かつ合理的に施工するため、橋梁の詳細設計を実施する計画でございます。

平成32年度には、道路改良工事計画の原案となります道路詳細設計を実施いたしまして、平成33年度におきましては道路拡幅の用地に伴います工作物等の調査及び補償算定

業務であります用地測量業務を実施する計画でございます。橋梁新設事業には莫大な事業費を費やすこととなりますので、国、県の関係機関と協議をいたしまして、国庫補助事業等あらゆる方策を活用した中で、橋梁新設事業における町の財政負担を減らしてまいりたいと考えております。限られた財政状況の中ではありますが、年次計画によりまして事業を推進するとともに、早急に事業に着工できますよう財源の確保に努めてまいります。ご理解、ご協力をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

9番、大久保武議員。

9番（大久保 武君） 事業については、年次計画により順調に進捗しているようですが、地域の人々の期待は一日も早い道路改良工事着工でありますので、予算を確保していただきまして、橋梁新設も含めた一級町道15号線の道路改良工事の早期完成を要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（上野政男君） 以上で9番、大久保武議員の質問を終わります。

ここで、次の答弁関係課長の入場を許可いたします。

次に、1番、増田光利議員の質問を許します。

1番、増田光利議員。

（1番 増田光利君登壇）

1番（増田光利君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い質問します。

質問の前に、さきの北海道地震や西日本豪雨の水害による甚大な被害に遭われました地域の皆さんの早期の日常生活への回復を祈念申し上げます。また、多くの犠牲者の方に改めて心より哀悼の意を表します。

では、一般質問に入らせていただきます。大きくは3点について取り上げます。初めに、防災計画について質問します。本年も9月2日、町開催による総合防災計画が実施されました。避難訓練が通年化していることを高く評価しております。今年度の訓練に当たっての総括については、実施後日が浅いこともあり、次の機会に質問したいと思います。今回はハザードマップの利用促進と周知方法について質問します。

前に述べました西日本豪雨によるハザードマップ関連の新聞報道によりますと、住民がハザードマップの存在すら知らなかったと答えていたことが印象的でした。被害に遭ったその地域は、ハザードマップの浸水想定区域と一致していたことが判明されています。八千代町も他山の石とすべきです。今年も異常気象で集中豪雨による水害は、どこ

でも起きる可能性があります。特に鬼怒川流域を抱える八千代町では、昔から氾濫を繰り返している歴史があり、ハザードマップの浸水想定地域図にも反映されています。八千代町のハザードマップに記載してある鬼怒川が決壊した場合の浸水想定区域では、住宅地域で3メートルから5メートルの浸水を示しているところもあります。これが現実になったことを想定する等警戒が必要です。町の防災計画で周知方法を再点検し、住民の防災意識向上に役立てていただきたいと思います。そこで、町民に対して具体的にどのような方法で周知しているのか伺います。

次に、私は平成29年3月議会の一般質問で、地域住民間で誰が、誰を避難させるのか、名簿を作成した上で避難訓練で活用し、計画と実際行動を避難訓練で実証すべきであるということをご提案しました。その後、実行したことを聞いていません。今後取り組む考えはあるのか伺います。

今でも有効と考えます。再提案します。その理由は、避難する場合には高い防災意識や避難するに当たってのそれなりの知識が必要です。家族や地域との連携や避難のタイミングなど日常における心構えがないとスムーズな避難ができないことは、災害があるたび指摘されています。わかっても実行されていないのが実情です。町民に対する防災教育の大切さは、八千代町地域防災改革でも指摘されています。私は常総市で決壊したときの鬼怒川水害当時、八千代町で避難した人が体験したことの聞き取りをしました。

その方の話では、鬼怒川が氾濫して八千代町地域内で溢水したとき、高齢者に一緒に避難することを勧めたそうです。ところが、避難することを拒否されたそうです。そういう例を複数聞き及びました。この例を見ても、高齢者への避難勧告の難しさがあると思います。それに対処するには、訓練することの重要性を日常生活の中において地域住民間で共有することが第1点、さらに高齢者自身が納得していないと難しいと思います。高齢者が避難勧告に応じない理由については、例えば高齢者ゆえの死生観などいろいろ考えられますが、理由はともあれ、高齢者だけでなく、障害者など逃げおくれやすい人をどうするのか、取り組みについて八千代町ではどのような対策をとっているのか伺います。

次に、原子力災害時における広域避難に関する協定について質問します。本年1月29日付で原子力災害時における広域避難に関する協定が、いわき市と茨城県35市町村の間で締結されたとのこと。広域避難計画の対象区域は、おおむね原発から30キロメートル

ル圏内、いわゆるUPZ、緊急時防護措置を準備する区域の13市町村住民が避難することになっています。こちらの場合は、福島第一原発と福島第二原発の事故を想定していると言われてしています。

一方、東海第二原発の事故を想定し避難する対象区域は、同じく原発から30キロメートル圏内の自治体住民になっています。私が平成28年6月定例会で原子力災害時に備えた茨城県広域避難計画に基づいた協定について、避難受け入れの進捗状況を質問しました。そのときの総務課長の答弁では、水戸市と八千代町の間で平成28年8月4日に締結されていると報告がありました。割り当て班によれば、水戸市の住民27万966人のうち、八千代町が7,795人を受け入れることになっています。本年も協定されていると思います。そこで、水戸市との協定に際して協議が始まったのはいつ、誰の呼びかけなのか、これまで協議はどこで、何度行われたのか、協議には双方の誰が参加しているのか、内容に何か進展はあったのかなど協議の経緯を質問します。

次に、これらの避難協定については、当初から避難する側の自治体の交通手段などが十分に伴っておらず、実効性のないことが指摘されています。加えて東海第二原発は老朽化していて、大変危険な施設です。平成28年6月には、廃棄物処理棟内で放射性廃液が漏れ、国の基準の100倍に当たる1リットル当たり37万ベクレルの放射性物質が含まれていると報じられました。記憶に新しい事故でした。このように一たび過酷事故が起きれば、八千代町は他自治体の避難受け入れ先ではなく、町ぐるみで避難する側になってしまう危険性さえあります。

また、避難対象地域は、UPZ30キロメートル圏内だけでは全く不十分であること、米国では100マイル80キロ以上を避難対象地域にしています。そこで、仮に原子力災害が発生した場合、八千代町は十分避難対象地域に該当します。住民の生命と健康を守る自治体の責任として、町独自の判断で避難することを住民に指示する必要も生まれるのではないかと考えます。そこで、八千代町はそのような事態を想定しているのかどうか、想定計画があればどのように考えているのか伺います。

次に、東海第二原発の再稼働に対する八千代町の態度について質問します。東海第二原発の再稼働については、期限の40年を迎える本年11月28日を控えています。原子力規制委員会は、規制を放棄すると言われてしています。規制委員会が認めれば、一度だけ最長20年の延長が認められます。再稼働になるか、廃炉になるか、岐路に立たされています。

その中であって、水戸市議会では本年6月19日、東海第二原子力発電所の住民理解の

ない再稼働を認めないことを求める意見書が採択されています。また、県内での東海第二原発の再稼働反対、安全協定の見直しの意見書、決議の採択は、県内44自治体のうち28自治体に上ります。先日の8月30日の新聞報道では、日本原子力発電と30キロ圏内にある自治体14市町村が、再稼働や施設の増設など重要事項について意見を述べる権利があるなどとする協定が結ばれたことが報道されました。私は八千代町住民の安全と安心を守るため、東海第二原発の再稼働は認めるべきではないと考えます。

平成28年6月定例議会での私の同様の質問に対し、町長答弁では町としては廃炉を求める請願を尊重し、再稼働については原子力規制委員会の慎重なる判断を期待していると答えています。この判断は、現在も同じと考えてよいのか、町長の所見を伺います。

次に、子どもの貧困問題を取り上げます。子どもの貧困問題が社会問題になって久しいです。日本の子どもの貧困率は、世界的に見ても高い水準にあると言われています。OECD、経済協力開発機構に加盟する41カ国中、貧困率が高い順から14番目となっている。GDP世界3位の経済大国として恥ずかしい限りです。国内では平成6年以降上昇基調にあり、平成24年には16.3%に達し、6人に1人が貧困と言われています。ただし、平成27年では13.9%と低下していることが報告されています。

平成25年6月に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が国会で成立しました。国や地方自治体でも、この問題について取り組まれています。しかし、子どもの貧困家庭の対象者はどのような世帯かとの一つをとっても、定義は難しいと言われています。日本では相対的貧困の概念を用いていて、人として社会に認められる最低限の生活水準以下の生活、例えば学校に行きクラブ活動をし、友達と遊び、そして希望すれば、せめて高校程度の教育を受ける。その生活できない状況と定義されています。相対的貧困率というのは、社会の標準的な所得の半分以下の所得しかない世帯のことで、額で言うと2人世帯で117万円、3人世帯で217万円、4人世帯で250万円を下回る世帯と言われています。どのような世帯の貧困率が高いかという、ひとり親世帯における子どもたちで、母子世帯、父子世帯等が当たります。そこで、八千代町では、子どもの貧困問題の対象者をどのような基準で実態の把握をしているのか伺います。

金額で言うと、サラリーマンの平均年収420万円の半額、210万円未満の対象世帯は何世帯なのか、また子どもの貧困対策は現金給付と現物給付に大別できます。現金給付は、具体的には児童手当、児童扶養手当、生活保護費、奨学金や就学援助等があります。八千代町では児童手当受給者は何人給付されていますか。ひとり親などを対象とした児童

扶養手当の認定を受けている人は何人か。一方、現物給付は具体的には保育サービス、無料による給食、学習支援や医療の提供等があります。改めて八千代町が実施している対策について伺います。

また、近隣市町村のひとり親世帯の負担軽減策について伺います。

次に、貧困が子どもに与える影響が心配されています。教育格差があらわれていることが社会問題化していることです。特に貧困家庭では、学力、健康における悪影響だけでなく、相談相手が少なく孤立していると言われていています。さらに、貧困の連鎖も指摘されています。貧困層の子どもは、思考力や判断力などを育成する上で、必要なさまざまな学習機会や体験活動、文化に触れる機会に乏しいことが指摘されています。低学歴化が低所得に結びつき、貧困の連鎖が強化されると言われています。教育福祉のそれぞれに関係すると思います。貧困の連鎖防止にどのように対応しているのか伺います。

併せて、未就学児童対策にも触れておきたいと思います。八千代町では、保育所、幼稚園に通園していない未就学児童はいるのか、いた場合、どのように個別対策をしているのか伺います。答弁によっては、再質問したいと思います。

以上です。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 野村 勇君登壇）

総務部長（野村 勇君） 議席番号1番、増田議員の通告による一般質問にお答えさせていただきます。

まず、さきの防災訓練におきましては、議員の皆様にお骨折りをいただきましたことに対しまして感謝申し上げます。

まず、ご質問の1点目、防災計画のうちハザードマップの利用促進と周知方法についてでございますが、ハザードマップの精度の高さにつきましては、西日本豪雨の対応の中でも証明されてございます。町では、昨年度、平成29年9月の関東・東北豪雨災害を踏まえまして、鬼怒川流域の想定最大降雨に伴う洪水により鬼怒川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションした洪水ハザードマップ1万部を作成いたしました。昨年10月に町内全戸及び小中学校、幼稚園、保育園、浸水想定区域内の医療施設や介護保険施設などに対しまして、これらの関係機関に配布したところでございます。

ハザードマップには、浸水想定区域が水深ランクごとに色分けで表示されているほか、指定避難場所や指定避難所が表示され、裏面には町から発信される避難情報の種類、非

常時持ち出し品のチェックリスト、避難時の心得、避難所での過ごし方など洪水に備え、安全に避難するための各種情報が掲載されております。しかし、配布しただけで活用されなければ意味がありませんので、7月には西日本豪雨災害が発生し、その後も次々と台風が発生していることから、洪水ハザードマップを改めて確認していただくなどの防災情報を各戸チラシにより発信、広報したところでございます。また、西豊田地区におきましては、地区コミュニティ活動の中で、ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成を行い、地域住民約80人の方が参加されまして、自分の家族構成や生活環境に合わせた避難のためのマイ・タイムラインを作成いたしました。

次に、地域で避難対象者の名簿を作成することで避難訓練に活用する考えはあるかというところで、このご質問でございますが、避難行動要支援者名簿の作成につきましては福祉課で行っております。名簿を活用した訓練ということではありますが、個人情報保護やプライバシー保護の観点から、名簿搭載者の同意を事前に得おく必要があるため、慎重な運用が求められております。そうしたことから、今月2日に実施しました総合防災訓練でも名簿を活用した訓練は行いませんでしたが、逃げおくれゼロを目指した避難行動がとれるよう、コミュニティ活動の中で地域住民の理解を深めながら、行政区単位に共助の体制づくりを進め、その中で実践を想定した要支援者の避難訓練を行っていただければと考えております。早急に検討を進める項目であると、このように考えております。

次に、高齢者、障害者など逃げおくれしやすい人の避難対策はとっているのかという質問でございますが、水害に関しましては上流域での降雨の状況や川の水位の状況から、ある程度洪水の予測が可能となってきております。鬼怒川におきましては、日光雨量観測所、川島水位観測所のデータをもとに、ある一定の基準水位に達したら、第1段階としまして避難準備、高齢者等避難開始、第2段階としまして避難勧告、第3段階としまして避難指示、緊急という3段階の避難情報を発信してまいります。この中で第1段階である避難準備、高齢者等避難開始は、避難時に援助が必要な方、避難行動に時間を要する方は、避難所への避難行動を開始してくださいという情報であり、通常よりも早目の避難開始を促すことで逃げおくれを防ぐ、このような対策をとる考えでございます。

また、先ほど申し上げましたが、マイ・タイムラインを作成することによりまして、家族の事情に合わせた避難のタイミング、避難場所、避難経路等を事前に把握することができ、いざというときに慌てずに避難することができますので、引き続きマイ・タイムラインの普及啓発に努めていきたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、東海第二原発の重大事故を想定した広域避難計画についてのご質問のうち、水戸市との協定の協議の経緯についてでございますが、茨城県地域防災計画の原子力災害対策計画編に基づき、平成27年1月に水戸市地域安全課より担当者が来庁し、避難先地域に係る協議がありました。その後、2月と3月に1回ずつ協定書の内容について協定を行い、平成27年3月には茨城県広域避難計画により、水戸市の避難先として、当町を含む県内9自治体が公表されました。その後は、協定締結式の開催に関する意見交換や日程調整等を行い、一旦は平成27年10月に締結式を行うことで決定されましたが、その後に発生した関東・東北豪雨災害の影響により延期となり、改めて日程調整を行った結果、平成28年8月につくば市役所におきまして協定の締結式が茨城県防災・危機管理局長、水戸市長、つくば市長、古河市長、結城市長、下妻市長、常総市長、坂東市長、八千代町長、五霞町長、境町長、これらの方の出席のもとに行われました。

協定締結後は、各自治体とさらに詳細な協議を行い、実効性のある広域避難体制を構築していくこととしておりますが、東海第二発電所の再稼動のめどが立っていないなどのことから、現在のところ具体的な進展はないという状況になっております。

次に、東海第二原発が事故を起こした場合、町独自の判断で避難することを住民に指示する事態を想定しているのかどうか、想定計画があれば、どのように考えているのかというご質問でございます。東海第二発電所につきましては、平成23年の東日本大震災により、原子炉が自動停止しております。津波により外部電源が停止し、非常用発電によって辛うじて冷温停止できたものの、もう少し津波が高かったら、全ての電源が壊滅し、福島第一原発と同じ状態になっていたのではないかと、このように言われております。こればかりでなく、東海村JOC臨界事故や福島原発事故などこれらの経験から、地元や近隣市町でも廃炉を求める声が高まっており、再稼動の見通しは立っておりません。

また、原子力災害対策指針においては、住民等に対する被曝防護措置、これを短時間で効率的に行うためには、原子力施設の特徴等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要であるとしております。東海第二発電所につきましては、国の基準を踏まえ、茨城県地域防災計画、原子力災害対策計画編、これにおきましてPAZ、いわゆる原子力施設からおおむね半径5キロ圏内で、放射性物質が放出される前から予防的に避難等を行う区域と、

UPZ、いわゆるPAZの外側おおむね半径30キロメートル圏内で、予防的な防護措置を含め段階的に屋内退避、一次移転を行う区域、これを定めておりますが、当町におきましては東海第二発電所より約80キロメートルという位置にあることから、今のところ町民の方への避難については段階的には想像していないというのが現状でございます。

しかしながら、万が一当町においても避難が必要となった場合、目に見えない放射能という脅威からどのように避難するかは、町独自で判断することは難しい問題でありますので、基本的には国、県及び専門機関等の指示に従って避難することで、町民の皆様の安全を確保したいと考えております。また、この点情報取得については、特段の重要性を認識してございます。

以上、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

子ども貧困問題について、(1)、八千代町では子どもの貧困問題の対象者をどのような基準で実態の把握をしているのか、①、対象世帯は何世帯かでございますが、OECD、経済協力開発機構の定義によりますと、世帯の収入から一人一人の所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分を貧困線としており、貧困線を下回る人の割合を貧困率としております。その一人一人の所得を算出するに当たっては、一般的に言う所得とは違い、収入から所得税や住民税、社会保険料、固定資産税などを差し引いた額を用いるため、町で正確に算出するのは困難ですが、貧困線から世帯収入の中央値を逆算すると、おおむね世帯収入で220万円以下の世帯を貧困と定義できるのではないかと考えております。本町において、18歳未満の児童がいる世帯のうち、世帯収入が220万円以下の対象世帯は161世帯でございます。

次に、②、八千代町での児童手当受給者は何人いるのかでございますが、9月1日現在で1,475人でございます。

次に、③、児童扶養手当の認定を受けている人は何人かでございますが、9月1日現在で185人でございます。

次に、④、世帯別に対応が違うと思うが、具体的にどのような取り組みで対処してい

るのでございますが、保育所や学校などと連携して、保育料や学校会計に滞納がある世帯や、身なりや様子が気になる児童について情報提供をいただいております、状況に応じて家庭訪問をしたり、個別にケース会議を開くなどして、それぞれの家庭に合った支援を検討、実施しております。

次に、⑤、220万円未満の対象世帯は何世帯なのかでございますが、①の質問で申し上げたとおり161世帯でございます。

次に、⑥、八千代町が実施している現物給付対策についてでございますが、町で現物を支給している事業はございません。

次に、⑦、近隣市町村、県西地域でございますが、ひとり親世帯の負担軽減策の比較についてでございますが、児童学資金として義務教育の期間、対象者に支給している事業でございます。結城市は年額1万円で、2人目以降は3,000円ずつ加算、下妻市は月額3,000円、常総市と坂東市は月額2,500円を支給しております。また、古河市では、小学生を対象に給食費を免除する制度や放課後児童クラブの保護者負担金を免除する制度などがございます。なお、本町におきましては、放課後児童クラブの利用料を助成する制度がございます。現在6名の保護者に対して月額5,000円の利用料を助成しております。

次に、(2)、貧困の連鎖防止について、①、教育、福祉の面それぞれどのように対応しているのかでございますが、福祉の面から申し上げますと、八千代町では県が実施主体で行っている生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を平成29年度より開始しております。本事業は、茨城県福祉指導課がNPO法人子連れスタイル推進協会に委託し、生活保護受給世帯や準要保護世帯などの児童生徒に対し、学習習慣、生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ることを目的とし、学習支援を実施するもので、平成29年8月から週1回、毎週土曜日の午前中に中央公民館を会場として、小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象に実施しており、平成30年7月末現在の登録人数は11名でございます。

次に、②、八千代町で保育所、幼稚園に通園していない未就学児童はいるのか、いる場合はどのように個別対策をしているのかでございますが、4月1日現在の就学前児童906名のうち、未就学児童は294名でございます。この数字でございますが、特に3歳未満の児童がいる家庭の場合、親の方針として自宅で子どもの面倒を見たいという傾向があることや保育園に通園する場合は、保護者の方が仕事をしているため面倒を見ること

ができないことが条件となります。そのため通園できない幼児がいることが見込まれるため、一概に貧困に結びつくものではないと思われることから、町として個別に対策を請じてはおりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

（2）の貧困の連鎖防止について、①、教育、福祉の面それぞれどのように対応しているかという部分の教育の面についてお答えをしたいと思います。子どもの貧困におきまして、教育の面でどのように対応しているかというご質問であります。経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しまして、町が費用の一部を援助しております。この制度は生活困窮の程度により就学の援助を図るものでございます。

この援助制度の概要でございますが、就学援助対象者は町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者でございます。そして、また次年度に就学を予定する児童生徒の保護者で、所得の要件があり、援助を受けられない場合もございます。また、就学援助費の内容につきましては、学用品、通学用品等でございます。このような形で就学援助を行うことで、貧困の連鎖を防止できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

東海第二原発の重大事故を想定した広域避難計画については、先ほど総務部長が答弁したとおりであります。私への質問は、東海第二原発の再稼動に対する態度についてですが、東海第二発電所は平成23年の東日本大震災により原子炉が自動停止しており、その後、原発事故の危険性や施設の老朽化等を理由に再稼動の条件である地元東海村や近隣市町の同意が得られず、再稼動の見通しが立っていない状況であります。

このような中、震災当時は原発事故による風評被害で、茨城県産の農産物が市場で取り扱われないという状況が発生しました。当町におきましても、安全性は確認されているものの、茨城県産というだけで受入れてもらえないという風評被害がありました。現

在は、農業関係者の努力により、国内においては風評被害がなくなってきたものの、いまだに中国や韓国等においては輸入規制がかかっている状況であります。このようなことから、東海第二原発の再稼動につきましては、国や県、近隣市町の動向を見据えつつも、私といたしましては再稼動反対の意向を示したいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

1番、増田光利議員。

1番（増田光利君） 防災計画について要望なのですが、西豊田地区ではマイ・タイムラインを策定して訓練が行われたということを経済部長のほうからお話を聞きましたけれども、やはり私が言っています各地域で実情を知っている区長さんとか、そういう方の意見を取り入れて、障害者や高齢者、その方たちが直接、誰が誰を助けるかということについて訓練をすることをやはり実際に行うことが大切だと思います。そういう意味で、具体的に町当局も参加しまして、そういった名簿による訓練というのを計画していただきたいと1つ要望していききたいと思います。

あと第2点は、貧困の連鎖防止についてなのですが、未就学児童の中で先ほど福祉部長のほうから224名ということで、いろいろ親の方針とかそういうことで行かない方もいるという報告がありました。私はもちろんそういう方ではなくて、この貧困の問題を抱えている世帯、それをどう個別に調査できるのかということで抽出して、その対応をとっていただきたいなというふうに考えております。それを検討をお願いして、質問を終わりにしていきたいと思っております。

議長（上野政男君） 要望でよろしいでしょうか。

1番（増田光利君） はい。

議長（上野政男君） 以上で1番、増田光利議員の質問を終わります。

以上で本定例会に提出されました通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終わります。

議長（上野政男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、あす午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 零時02分）